

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年10月1日（平成27年（行個）諮問第160号）

答申日：平成29年2月27日（平成28年度（行個）答申第187号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る実地調査復命書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定労働基準監督署が平成27年特定月日付けで行った療養補償給付不支給処分に係る実地調査復命書とその添付書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年6月22日付け大個開第27-66号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

今回、情報開示請求に至った経緯は、特定労働基準監督署が平成27年特定月日付けで療養補償給付不支給決定した理由を調査するためです。

私は所属する会社からパワーハラスメントを受け、精神障害を患ってしまい現在療養中です。特定労働基準監督署に労災申請しましたが、不支給決定とされてしまい納得できないため特定労働基準監督署のどのような調査方法に基づいて今回の判断結果に至ったのか知る権利が私にはあり、大阪労働局が部分開示を決定したことに不服を申し立てます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成27年4月21日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「特定労働基準監督署が平成27年特定月

日付けで行った療養補償給付不支給処分に係る実地調査復命書とその添付書類」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成27年7月3日付け（同月7日受付）で審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、不開示理由について、法14条の3号ロを加え、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（3）理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、特定労働基準監督署が平成27年特定月日付けで行った療養補償給付不支給処分に係る実地調査復命書とその添付書類である。

イ 不開示情報該当性について

（ア）法14条2号の不開示情報

① 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、8の②、10、15の①、17の①、22の①及び24の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

② 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、2、18、19、20及び21の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（イ）法14条3号イの不開示情報

① 別表に記載した情報のうち、文書番号17の②、22の②及び24の②の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、

これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、当該事業場の各種書類の作成等に悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- ② 別表に記載した情報のうち、文書番号5, 8の①, 11, 13, 14, 15の②, 16及び17の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号3の①, 5及び13の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

- ① 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1, 2, 18, 19, 20及び21の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、被聴取者が不当な干渉を受けることが懸念されることは、上記(3)イ(ア)②で既に述べたところである。

これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすること

が妥当である。

- ② 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号5、8の①、11、13、14、15の②、16及び17の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記(3)イ(イ)②で既に述べたところである。

これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報が開示された場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年10月1日付け厚生労働省発基1001第3号により諮問した平成27年(行個)諮問第160号に係る諮問書理由説明書につき、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表に不開示理由の修正を行う。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

(2) 不開示情報該当性について

エ 法14条7号柱書きの不開示情報

- ② 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の①、5、8の①、11、13、14、15の②、16及び17の③の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報

が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記（３）イ（イ）②で既に述べたところである。

これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報が開示された場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法１４条７号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（２）理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下の表のとおり追加・修正する（下線部分が追加・修正部分）。

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 (法１４条該当号)			
			2号	3号イ	3号ロ	7号柱
3	復命書資料一覧	① 1頁3行目9文字目ないし18文字目, 12行目17文字目ないし23文字目, 13行目17文字目ないし25文字目			○	○
		② 17行目10文字目ないし15文字目, 20文字目ないし25文字目, 18行目10文字目ないし15文字目, 20文字目ないし27文字目, 19行目10文字目ないし15文字目, 20文字目ないし24文字目, 20行目10文字目ないし15文字目, 20文字目ないし25文字目	○			

8	事業場報告書	① 2頁労働者数の記載，4頁（9行目ないし16行目を除く），5頁不開示部分，6頁2行目		○		○
		② 6頁8行目，9行目，12行目22文字目ないし26文字目	○			
1 5	賃金台帳	① 4頁記載担当者氏名，記載電話，FAX番号，	○			
		② 4頁担当者部署名，AX本文5行目8文字目ないし17文字目		○		○

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年10月1日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年10月22日 審議
- ④平成28年12月7日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤平成29年1月19日 審議
- ⑥同月31日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦同年2月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「特定労働基準監督署が平成27年特定月日付けで行った療養補償給付不支給処分に係る実地調査復命書とその添付書類」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号25の文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号，3号イ及び7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の全てを開示すべきであるとしている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる部分については、法14条2号，3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 別表に掲げる文書番号1（精神障害の業務起因性判断のための調査復

命書），文書番号 2（意見書），文書番号 18（聴取書①），文書番号 19（聴取書②），文書番号 20（聴取書③）及び文書番号 21（聴取書④）の不開示部分について

ア 当該部分（下記イを除く。）は，被聴取者等の役職，氏名，住所，職業，生年月日，年齢，署名及び印影並びに聴取内容であり，それぞれ一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

（ア）被聴取者等の役職，氏名，住所，職業，生年月日，年齢，署名及び印影は，審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから，法 14 条 2 号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また，当該部分は個人識別部分であることから，法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法 14 条 2 号に該当し，同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

（イ）聴取内容については，労働基準監督署の調査担当官が本件労災請求に対する処分に当たり，審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり，これを開示すると，被聴取者等が，労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ，被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし，労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど，正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり，労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法 14 条 7 号柱書きに該当し，同条 2 号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

イ 文書番号 1 の 24 頁「事業場（所属部署）内における当該労働者の位置づけ」欄の不開示部分については，審査請求人の上司及び同僚等の職名及び氏名が記載されており，かつ，聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者が特定の上司，同僚等であることは，その職名及び氏名と一体として法 14 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，また，審査請求人の知り得る情報であるとはいえないことから，同号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに，これらは一体として個人識別部分であり，法 15 条 2 項による部分開示の余地もない。

また，聴取実施者であることを示す○印を付記されていない者の氏

名等についても、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、また、これを開示すると氏名等を不開示とされた者が聴取実施者であることが明らかになるところ、聴取実施者については審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、これらは一体として個人識別部分であって、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書番号3（復命書資料一覧）の①の不開示部分について

当該部分は、当該事業場が労働基準監督署の求めに応じて提出した資料の名称である。

当該部分は、当該事業場の内部管理情報であり、これを開示すると、事業場及び関係者の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書番号3（復命書資料一覧）の②、文書番号8（事業場報告書）の②、文書番号10（組織図）、文書番号15（貸金台帳）の①、文書番号17（就業規則等）の①、文書番号22（医師意見書）の①及び文書番号24（健康保険診療状況回答）の①の不開示部分について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の立場、所属、氏名（氏の場合を含む。）、役職、社員番号、業務区分、署名及び印影であり、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

当該部分のうち、文書番号10の5頁3段目の表の2行目の記載は、審査請求人が所属する部署の上司の情報であり、文書番号22の6頁の診断書の医師の署名及び印影については、審査請求人本人の診断書の医師の署名及び印影であり、審査請求人が承知している情報と認められることから、法14条2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

その余の部分については、法14条2号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、当該部分は個人識別部分であるため、法15条2項による部分開示の余地もないことから、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 文書番号5（事業場提出資料①）及び文書番号13（産業医面談記

録)の不開示部分について

当該部分は、当該事業場が労働基準監督署の求めに応じて提出した資料の不開示部分である。

当該部分は、当該事業場の内部管理情報であり、これを開示すると、事業場及び関係者の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 文書番号8(事業場報告書)の①、文書番号11(本人履歴書等)、文書番号14(事業場提出資料②)、文書番号15(賃金台帳)の②、文書番号16(倦怠データ)及び文書番号17(就業規則等)の③の不開示部分について

当該部分は、当該事業場が労働基準監督署の求めに応じて提出した資料の不開示部分である。

ア 当該部分のうち、文書番号8の2頁労働者数の記載は、当該事業場の内部管理情報であり、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 文書番号11(本人履歴書等)及び文書番号16(倦怠データ)については、審査請求人が承知している情報と認められることから、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 文書番号15の4頁のFAX本文5行目8文字目ないし17文字目については、上記イで開示すべきとしている部分から推認できる内容であることから、これを開示しても当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ及び労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

文書番号15の4頁の担当者部署名は、上記アと同様の理由により、法14条3号イに該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 文書番号17の27頁表題等の欄(氏を除く。)、28頁1行目及

び29頁1行目については、特定事業場の内部規定の表題等であり、上記イと同様の理由により、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ その余の部分については、これを開示すると、事業場及び関係者の労災認定の調査への協力をちゅうちょさせ、事実関係を把握することが困難となり、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条3号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 文書番号17(就業規則等)の②、文書番号22(医師意見書)の②及び文書番号24の②の不開示部分について

当該部分は、特定事業場、特定医療機関及び特定健康保険組合の印影である。

当該部分のうち、文書番号22の2頁及び6頁の印影は、審査請求人本人の診断書の印影及びそれと同一の印影であるため、審査請求人が承知している情報であり、これらを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから法14条3号イに該当せず、開示すべきである。

しかしながら、その余の部分については、審査請求人が知り得る情報とは認められず、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることと認められることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、大阪労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、大阪労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については、開示することが望ましい。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条2号、3号イ及び口並びに7号柱書きに該当するとしてなお

不開示とすべきとしている部分のうち、別表の4欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

文書番号	1 対象文書名	2 不開示を維持する部分	3 不開示情報 (法14条該当号)				4 開示すべき部分
			2号	3号イ	3号ロ	7号柱書き	
1	精神障害の業務起因性判断のための調査復命書	2 頁ないし 5 頁不開示部分, 7 頁ないし 18 頁, 20 頁ないし 22 頁不開示部分 (20 頁 7 行目 54 文字目ないし 8 行目 4 文字目, 9 文字目, 26 行目 24 文字目, 31 文字目, 27 行目 56 文字目, 57 文字目, 28 行目 1 文字目ないし 4 文字目, 32 行目 1 文字目, 35 行目 11 文字目, 18 文字目, 36 行目 18 文字目, 39 行目 52 文字目, 46 行目ないし 69 行目の不開示部分, 21 頁 58 行目 32 文字目, 63 行目 22 文字目, 66 行目 41 文字目を除く。) 及び 24 頁不開示部分	○			○	なし
2	意見書	3 頁不開示部分 (20 行目ないし 34 行目の不開示部分を除く。), 5 頁 (1 行目ないし 6 行目の不開示部分を除く。), 6 頁, 7 頁, 8 頁 (1 行目 32 文字目, 6 行目 24 及び 25 文字目, 9 行目 7 文字目, 13 行目 6 文字目の不開示部	○			○	なし

		分を除く。)並びに9頁不 開示部分					
3	復命書資料一 覧	①1頁3行目9文字目ない し18文字目,12行目1 7文字目ないし23文字目 及び13行目17文字目ない し25文字目			○	○	なし
		②1頁17行目10文字目 ないし15文字目,20文 字目ないし25文字目,1 8行目10文字目ないし1 5文字目,20文字目ない し27文字目,19行目1 0文字目ないし15文字 目,20文字目ないし24 文字目,20行目10文字 目ないし15文字目及び2 0文字目ないし25文字目	○				なし
4	療養補償給付 たる療養の費 用請求書	—					—
5	事業場提出資 料①	不開示部分全て		○	○	○	なし
6	申立書一式	—					—
7	請求人聴取書	—					—
8	事業場報告書	①2頁労働者数の記載,4 頁(9行目ないし16行目 を除く。),5頁不開示部 分及び6頁2行目及び8行 目		○		○	なし
		②6頁8行目,9行目及び 12行目22文字目ないし 26文字目	○				なし
9	会社案内	—					—
1 0	組織図	5頁1段目の表6行目の記 載,2段目の表2行目ない	○				5頁3 段目の

		し 4 行目の記載及び 3 段目の表の 2 行目の記載					表の 2 行目の記載
1 1	本人履歴書等	4 頁全て		○		○	全て
1 2	本人健康診断結果報告書	—					—
1 3	産業医面談記録	1 頁 2 行目 8 文字目ないし 1 4 文字目及び 2 頁		○	○	○	なし
1 4	事業場提出資料②	1 頁 2 行目 8 文字目ないし 1 6 文字目, 2 頁目及び 3 頁目		○		○	なし
1 5	賃金台帳	① 4 頁記載担当者氏名, 記載電話及び F A X 番号	○				なし
		② 4 頁担当者部署名及び F A X 本文 5 行目 8 文字目ないし 1 7 文字目		○		○	4 頁 F A X 本文 5 行目 8 文字目ないし 1 7 文字目
1 6	倦怠データ	2 頁以降全て		○		○	全て
1 7	就業規則等	① 2 頁表題等の欄の氏並びに 3 4 頁ないし 4 1 頁従業員代表者氏名及び印影	○				なし
		② 事業主印影部分		○			なし
		③ 2 7 頁ないし 3 3 頁		○		○	2 7 頁表題等の欄 (氏を除く。) 2 8 頁 1 行目及び 2

						9頁1 行目
1 8	聴取書①	1頁2行目1文字目ないし 6文字目, 11文字目ない し16文字目, 2頁2行目 3文字目ないし21文字 目, 3行目3文字目ないし 18文字目, 4行目3文字 目ないし14文字目, 5行 目7文字目, 8文字目, 1 0文字目, 12文字目, 1 6文字目, 17文字目及び 8行目ないし9頁15行目 の不開示部分(項番は除 く。)	○			○ なし
1 9	聴取書②	1頁2行目1文字目ないし 6文字目, 11文字目ない し18文字目, 2頁2行目 3文字目ないし16文字 目, 3行目3文字目ないし 18文字目, 4行目3文字 目ないし15文字目, 5行 目7文字目, 8文字目, 1 0文字目, 11文字目, 1 3文字目, 14文字目, 1 8文字目, 19文字目及び 8行目ないし6頁17行目 の不開示部分(項番は除 く。)	○			○ なし
2 0	聴取書③	1頁2行目1文字目ないし 6文字目, 11文字目ない し15文字目, 2頁2行目 3文字目ないし27文字 目, 3行目3文字目ないし 18文字目, 4行目3文字 目ないし12文字目, 5行 目7文字目, 8文字目, 1	○			○ なし

		0文字目, 12文字目, 13文字目, 14文字目, 17文字目, 18文字目及び8行目ないし6頁7行目の不開示部分(項番は除く。)					
2 1	聴取書④	1頁2行目1文字目ないし6文字目, 11文字目ないし16文字目, 2頁2行目3文字目ないし20文字目, 3行目3文字目ないし19文字目, 4行目3文字目ないし16文字目, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 17文字目, 18文字目及び2頁8行目ないし6頁8行目の不開示部分(項番は除く。)	○			○	なし
2 2	医師意見書	① 2頁医師の署名及び印影並びに6頁医師の署名及び印影	○				6頁医師の署名及び印影
		② 2頁医療機関印影及び6頁医療機関印影		○			全て
2 3	診療録	—					—
2 4	健康保険診療 状況回答	① 1頁担当者氏名	○				なし
		② 組合印影部分		○			なし
2 5	承諾書及び健康保険証写	—					—